

通所介護，介護予防型デイサービス，短時間型デイサービス 重要事項説明書

京都市伏見老人デイサービスセンターが実施する通所介護，介護予防型デイサービス，短時間型デイサービスをご利用頂くにあたり，介護保険法その他の法令，「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」，「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に基づき，次の通り説明致します。この重要事項説明書は，「社会福祉法人京都市社会福祉協議会老人デイサービスセンター運営規程」及び「老人デイサービスセンター契約書」に基づき作成されておりますので，内容をご確認の上，同意頂きますようお願い致します。

1. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	各デイサービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，事業所の生活相談員，看護職員，機能訓練指導員及び介護職員が，要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
運営方針	① 事業所は，事業の実施に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ② 事業の実施に当たっては，地域との結びつきを重視し，関係市町村，居宅介護支援事業者，地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者，介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り，総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ③ 虐待の発生や再発を防止するため，対策を検討し，職員に対する研修を定期的の実施します。 ④ 感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため，また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し，計画に従って必要な措置を行います。 ⑤ 感染症の発生及びまん延しないよう，対策を検討すると共に指針を整備し，職員に対して研修及び訓練を定期的に実施します。（感染防止対策のため，テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。） ⑥ 緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束，その他利用者の行動を制限する行為は行いません。 ⑦ 事業所は，介護保険法並びに関係するその他の法令，京都市条例等に定める内容に沿ったものとします。

2. 従業者の職種，員数，職務の内容及び職員体制

職 種	員 数	仕事の内容
管理者	1人	・職員の管理，指揮・命令 ・業務の実施状況の把握
生活相談員	2人	・相談に対する援助 ・居宅介護支援事業所等の他機関との連絡調整
看護職員	2人	・健康チェック等，健康状態の把握，その他サービスを利用するにあたり必要な処置
介護職員	11人	・利用者の方のサービス利用に伴う心身の状況の把握 ・サービス提供にかかる適切な介助
機能訓練指導員	7人	・機能の減退を防止するために必要な機能訓練の実施

3. 営業日及び営業時間、サービス提供時間

営 業 日	月曜日から土曜日	
休 業 日	日曜日（年末・年始の休業日：12月31日～1月3日）	
営業時間	午前8時30分～午後5時15分	
サービス 提供時間	通所介護， 介護予防型デイサービス	午前9時20分～午後4時30分
	短時間型デイサービス	① 午前9時30分～午後12時30分 ② 午後1時30分～午後4時30分

4. 通所介護，介護予防型デイサービス，短時間型デイサービスの利用定員

利用定員	40名
------	-----

5. 通所介護，介護予防型，短時間型デイサービスの内容

サ ー ビ ス の 内 容	介護保険 の給付， 総合事業 の対象と なるサー ビス	健康チェック	看護職員により，健康管理等を行います
		入 浴	居宅における入浴が困難な利用者の方に対し，必要な入浴または清拭を行います
		援 助	排泄，移動，養護（休養），その他必要な身体の介護等を援助します
		機能訓練	身体機能の減退を防止し，心身の活性化を図るための機能訓練を行います
	介護保険 の給付， 総合事業 の対象と ならない サービス	食 費	提供した食事費用及びおやつ代は利用者の方のご負担となります
		レクリエーション	ご希望によりレクリエーションや外出行事等に参加して頂けますが，必要な実費を負担頂くことがあります
		その他	その他のサービスを希望される場合，事業者と協議して双方の同意を得たうえで，サービスを提供します

6. 利用料その他の費用の額

ご利用料金につきましては，別表1，2，3，4をご確認下さい。

7. 通常の事業の実施区域

事業の実施 区 域	通常の事業の実施地域は，京都市伏見区の一部（墨染通以南，外環状線以北，伊達街道以西， 国道一号線以東）とする。
--------------	--

8. サービス利用にあたっての留意事項

注意事項	①事業者の施設，設備，敷地等をその本来の用途に従って利用しなければなりません。 ②事業者の施設，設備等について，故意または重大な過失により滅失，破損，汚損した場合には，原状に復するか，または相当の代価を支払わなければなりません。
禁止事項	①決められた場所以外での喫煙 ②職員または他の利用者に対する宗教活動，政治活動，営利活動等 ③決められた物以外の持ち込み ④利用者や家族等からの職員等に対するハラスメント行為等及び職員の援助に支障をきたす行為 ⑤その他公序良俗に反する行為
利用料の 滞 納	正当な理由無く利用者が負担すべき利用料を滞納した場合は，一ヶ月間の催告期間を経て，サービスの利用ができなくなります。

解 除	利用者側	7 日間の予告期間を定めて、文書で通知することにより、いつでも解除できます。	
	自動解除	次の場合、契約は自動的に解除されます。 ① 利用者が医療施設、介護保険施設等に長期に入所し、本人、代理人または介護者と6ヶ月以上連絡がとれない場合 ② 特段の理由無く、3ヶ月以上連続して利用が無い場合 ③ 通所介護利用者の要介護認定が、自立と判定された場合 ④ 介護予防型デイサービス利用者が、事業対象外となった場合 ⑤ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合 ⑥ 事業者が、介護保険の指定を取り消された場合	
	利用者本人、その家族、同居の親族その他利用者の関係者が、職員の身体や精神を傷つけたり、性的嫌がらせ、その他職員による援助に支障をきたす場合、本契約を解除することがあります。		
損 害 賠 償 等	加入保険	福祉事業総合保障制度「まごころワイド」	
	加入先	＜引受保険会社＞三井住友海上火災保険株式会社 ＜代 理 店＞ 株式会社エスアールエム 電話番号 075 - (255) - 0881（代表）	
相 談 ・ 苦 情 の 窓 口	事業者	相談および苦情につきましては、解決機関を法人内に設置しています。連絡先及び担当者等については、別途「苦情窓口のおしらせ」で説明します。また、施設内にも掲示しております。	
	その他	京都市伏見区役所健康長寿推進課 京都市伏見区役所深草支所健康長寿推進課 国民健康保険団体連合会	電話番号 075 - (611) - 2278 電話番号 075 - (642) - 3603 電話番号 075 - (354) - 9090 FAX 075 - (354) - 9099

9. 緊急時等における対応方法

緊急時等における対応方法	サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡し、適切な措置を講じます。
事故発生時における対応方法	サービスの提供中に、事故が発生した場合は、速やかに京都市その他市町村、家族、担当居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策

非常災害対策	① サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。
	② 非常災害に備え、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	① あり	実施日	令和5年12月15日	
		評価機関名称	一般社団法人 京都府介護福祉士会	
		結果の開示	① あり 2 なし	
	2 なし			

12. その他運営のに関する重要事項

重要事項	① 本事業の社会的使命及び社会的責任を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備します。
------	---

	② 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存いたします。 ③ 職員は業務上知り得た秘密を保持する。 ④ この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めます。
--	--

1 3. 事業者概要

事業者の名称等	名 称	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市伏見老人デイサービスセンター		
	所在地	京都市伏見区紙子屋町 544 番地 京都市伏見社会福祉総合センター2階		
	指定事業者番号	京都市指定 (通所介護・介護予防型) 第2670900238号 (短時間型デイサービス) 第26A0900512号		
	運営法人	社会福祉法人京都市社会福祉協議会		
	電話番号	075 - (603) - 1284		
	FAX 番号	075 - (603) - 1286		
確 認 欄				
令和 年 月 日				
サービスの提供にあたり、利用者の方にこの書面に基づいて重要事項の説明をしました。 〈事業者名〉 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都市伏見老人デイサービスセンター 〈説 明 者〉 サービスの利用にあたり、事業者からこの書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意し受領しました。 〈利用者本人〉 住 所 氏 名 〈代 理 人〉 住 所 氏 名 〈御 家 族〉 住 所 氏 名 (続柄)				

(別表 1) 介護保険の給付対象となるサービス（通所介護）

【通所介護】					
利用者の方の要介護度及び利用されるサービスに応じた下記料金から、介護保険給付費を除いた金額をご負担ください。（通常は1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担、もしくは3割負担となります）					
基本料金	利用時間4時間以上5時間未満				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	4,054円	4,639円	5,245円	5,852円	6,447円
	利用時間5時間以上6時間未満				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,956円	7,032円	8,119円	9,196円	10,282円
	利用時間6時間以上7時間未満				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,102円	7,200円	8,318円	9,415円	10,533円
	利用時間7時間以上8時間未満				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,876円	8,119円	9,405円	10,690円	11,996円

加算料金	
入浴介助加算（Ⅰ）	418円
入浴介助加算（Ⅱ）	574円
中重度者ケア体制加算	470円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ／日	585円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ／日	794円
個別機能訓練加算（Ⅱ）／月	209円
ADL 維持等加算（Ⅰ）／月	313円
認知症加算／日	627円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）／回	188円
科学的介護推進体制加算／月	418円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	ご利用料金の9.2%

＊これらの利用料の算出は、厚生労働省の告示の「単位」から算出しており、端数の計算が日数（回数）によって異なるため、合計額が多少違うことがあります。

＜償還払い＞

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、利用料合計を全額一旦お支払いいただきますが、事業者の発行するサービス提供証明書を、お住まいの区役所の窓口に提出しますと、自己負担を除く額の払戻を受けられます。

(別表 2) 介護保険の給付対象となるサービス（介護予防型サービス）

【介護予防型デイサービス】

利用者の方の利用されるサービスに応じた下記料金から、利用料金をご負担ください。
 （通常は1割負担，一定以上の所得がある方は2割負担，もしくは3割負担となります）

基本料金	サービス提供時間		原則3時間以上	
	入浴の有無		入浴あり	入浴なし
	1月あたり	週1回程度	18,789円	16,699円
		週2回程度	37,839円	33,659円
	1回あたり	1～4回/月	4,556円	4,054円
		5～8回/月	4,671円	4,159円

加算料金（1月あたり）		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	週1回程度	752円
	週2回程度	1,504円
科学的介護推進体制加算／月		418円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		ご利用料金の9.2%

*これらの利用料の算出は，厚生労働省の告示の「単位」から算出しており，端数の計算が日数（回数）によって異なるため，合計額が多少違うことがあります。

(別表 3) 介護保険の給付対象となるサービス（短時間型サービス）

【短時間型デイサービス】

利用者の方の利用されるサービスに応じた下記料金から、利用料金をご負担ください。
 （通常は1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担、もしくは3割負担となります）

基本料金	サービス提供時間		3時間未満	
	入浴の有無		入浴あり	入浴なし
	1月あたり	週1回程度	15,518円	13,344円
		週2回程度	31,235円	26,898円
	1回あたり	1～4回/月	3,762円	3,239円
		5～8回/月	3,856円	3,323円

加算料金（1月あたり）		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	週1回程度	752円
	週2回程度	1,504円
科学的介護推進体制加算		418円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		ご利用料金の9.2%

*これらの利用料の算出は、厚生労働省の告示の「単位」から算出しており、端数の計算が日数（回数）によって異なるため、合計額が多少違うことがあります。

(別表 3) 介護保険給付，総合事業の対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付，総合事業の対象とならないサービスについては，次の金額をご負担ください
〈利用者負担金（1回あたり）〉

内 容	金 額
食費（昼食700円・おやつ50円）	750円
レクリエーション等に要する費用	実費相当額

(2) その他

利用者 負担軽減	京都市より，社会福祉法人利用者負担軽減対象者に指定され，その旨申し出られた方につきましては，基本料金，加算料金の個人負担分および食費1／4（老齢福祉年金受給者は1／2）を軽減いたします。
その他	その他の費用が必要になった場合は，その都度協議し同意をいただいたものに限り，徴収することとします。